

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会(第1回)における主な意見のまとめ

1. 知的財産の創造

(1) 産学連携機能の強化

- 創造分野における具体的な施策がこの数年、余り目立ったものがないように思われるので、イノベーションが起こりやすくなるような政策を、創造分野の中にたくさん盛り込んでもらいたい。

(2) 職務発明規程の見直し

- 2004 年改正を経ても、なお裁判所の判断と企業の実務者の判断に差異がある状況であり、職務発明規定が競争力の阻害要因になっている。法人に帰属するなど、制度の見直しをお願いしたい。
- 職務発明規定については 2004 年改正では緊急避難的に現実的な解となったが、労働法と特許法との関係など基礎研究をきちんと行っただうえで検討すべき。

2. 知的財産の保護

(1) 紛争処理機能の強化

- 侵害訴訟が不活性。知財高裁の機能を回復する必要がある。三倍賠償制度やディスカバリー制度の導入など、制度を活性化することを考える必要がある。
- 知財高裁は機能している。判決等の要約書をオープンにすることにより、紛争処理の予測性が上がった。
- 今後は裁判官のグローバル化に向けた育成を加速していくべき。

(2) 特許制度の国際調和推進

- 日本特許庁の審査官をアセアン各国等に派遣して、それらの国の審査プラクティスが日本特許庁のプラクティスに近いものとなるようにしてほしい。
- アセアンの肩がわり審査や英語審査の検討を進めて頂きたい。

(3) 特許審査の迅速化

- 審査官数維持への強いメッセージを出すべき。任期付審査官の問題については、優秀な人財を特許庁において確保・維持していくことは必要。
- 特許審査においてシフト補正制限や単一性判断が厳しい点に関しては、よりユーザーフレンドリーな審査をすべき。

(4) 営業秘密の保護強化

- 営業秘密保護の実効性を強化する必要がある、個別企業の対応に加えて、我が国の産業競争力の維持の観点から政府として考えるべき。

(5) その他

- グローバルな競争をどう勝ち抜いていくかという観点で、特許だけでなく、意匠や商標、営業秘密、著作権等の制度に打ち手も考える必要がある。
- 投資保護協定等を使って日本の海外投資資産としての知的財産を守ることを検討すべき。あるいは、EPA、FTA などの議論の場において、知財の尊重について議論すべき。
- グローバルでの技術移転における税制問題に対処すべき。

3. 知的財産の活用

- 差止請求権を全面的に制限することは難しいので、特許の強さなど各業種の特徴を考慮しつつ、日本として有利になる適切な権利行使の在り方を検討すべき。
- 知財政策において、知財の流通、シェアリングといった概念を導入すべき。

4. 中小・ベンチャー企業の知財活動支援

- 中小企業の特許料金減免制度については、米国と比較すると減免規模が小さい。スモールエンティティ（減免制度）など、中小企業が知財を活用しやすくする仕組みについて、議論を続けるべき。

5. 国際標準化戦略の推進

- ロボットやスマートグリッドといった将来有望な分野に関して、認証の方針づくりに戦略的に取り組むべき。

6. 知財人財育成

- 国際標準化分野で求められる英語力と交渉力を持ち、戦える人財を育てることが重要。
- 人財の自前主義を脱し、かつてのベル研究所やマックスプランク研究所のような、世界から知財人財を集めて育てる場所を作ること検討すべき。

7. その他

- これからは知的財産にも「仕入れ」の概念が必要。海外の企業が日本に知的財産を登録し来るような仕組みを作れないか。
- イノベティブかつ日本で知財保護しているものを優先的に政府調達できるような仕組みを検討してはどうか。
- 議論の仕方として、各項目に必ずグローバル視点の横串を入れて検討してはどうか。